

## 監査報告書

令和5年5月18日

学校法人東筑紫学園  
理 事 会 御中

学校法人 東筑紫学園

監事 源 海 豊 

監事 藤野 啓介 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東筑紫学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人東筑紫学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人東筑紫学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録並びに計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表及び附属明細表）は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人東筑紫学園の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人東筑紫学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上